

WEB 明細に関する特則

2025年4月21日改定

第1 条（目的）

本特則は、当社がインターネット上で提供する UCS ネットサーブにおいて UCS カード会員規約（一般条項）第1条第1項により定められた本人会員（以下「本人会員」という。）に対し当社が発行するクレジットカードにかかる毎月のご利用明細書を、電磁的方法により通知するサービス（以下「本サービス」という）について定めるものです。

第2 条（WEB 明細の利用登録）

WEB 明細の利用登録は、本人会員に限り可能とします。

第3 条（電磁的通知方法）

- 当社は本人会員が届け出たメールアドレス宛に請求金額確定を通知するメールを配信します。本人会員は当該メールにおいて指定されたWEBサイトにパソコン・スマートフォンからアクセスしご利用明細書を閲覧し、ご利用明細書のデータをダウンロードすることとします。ご利用明細書のダウンロード可能期間は24ヶ月とします。
- ご利用明細書の閲覧、データのダウンロードの推奨環境については当社ホームページ「サイトについて」でご確認ください。
- 当社は本人会員に対し、原則としてご利用明細書を郵送しないものとします。ただし請求金額の確定時において次のいずれかに該当する場合、ご利用明細書を郵送するものとします。また一部条件については郵送での提供により、当社所定の発行料を支払うものとします。
 - 法令等によって書面による送付が必要とされる場合
 - 金融機関のお引き落とし口座設定が完了していない場合
 - UCS カードを解約された場合
 - その他当社が「ご利用明細書」の郵送が必要と判断した場合
- 本会員は、当社所定のWEBサイト等からご利用明細書を閲覧し、その内容を確認するものとします。また、本会員は、システムメンテナンスによるご利用明細書の閲覧の停止、その他の事情によりご利用明細書の確認ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第4 条（UCS カード会員規約等の適用）

本サービスの利用に際し、本特則に定めのない事項は当社が別途定める「UCS カード会員規約」および「UCS ネットサーブ利用規約」を適用することとします。